

土砂災害への今後の対応は

西下 敦基（市民ネット）



Q 盛り土等の安全性に関わる点検・調査をどのように行い、その後の分析は。

A 県の示した点検対象1か所と、市独自で92か所の点検を実施した。県の実施要領に沿って点検し、全て異常はなかった。

Q 災害防止や環境の保全を図るために規制を行う条例の必要性は。

A 県が規制強化する条例改正の動きがあるため注視していく。

Q 問題のある残土持ち込みの対策として、市内業者や市民からいち早い情報提供の呼び掛けの強化や警告看板の設置は考えられないか。

A 定期的に職員によるパトロールを実施している。情報提供の呼び掛けは、土木業者や地域住民の協力でいち早い異常の発見が期待できるため、広報紙などを活用し周知していく。警告看板の設置は考えていない。

Q 太陽光発電システムの設置や

土地の開発による土砂災害が懸念されているが、規制や監視などの対応は。

A 県土採取等規制条例や市土地利用事業の適正化に対する指導要綱などの基準に沿って審査や指導を行っている。

Q 住宅の壁などを補強して命を守りやすくする住宅補強支援事業の創設の検討は。

A 災害リスクのある区域からの移転を推進しており、考えていない。

他に「命を守りつなぐ政策2021」について質問しました。



小学校における遊具の取扱いについて

東 和子（みどり21）



Q 遊具は、体を動かすことにより運動機能の向上や、子ども達に遊びを通して運動する場であり、育成に大きな役割があると考えられるが見解は。

A 学校において遊具は、固定施設として捉えており、多様な遊びの機会を提供し、子どもの遊びを促進させるもの。休み時間等においても、それらの施設を使うことで、動きを身につけたり、安全な遊び方を考える力がさらに育成されたりすると考えている。

Q 小学校の遊具設置基準は、必要事項が満たされた形で、市内全ての小学校に同じ遊具が設置されているか同う。

A 小学校の固定施設の現状は、老朽化や危険と判断された固定施設を撤去したため減少している。固定施設に関する設置基準はないが、支持やぶらさがり・手足での移動・逆さ姿勢・回転などの基本的な動きを身につけたりする施設として、鉄棒・ジャンプジム・雲梯が全ての小学校に設置されて

いる。

Q 地域に応じ工夫された遊具の設置が求められていると思うが、その考えはあるか。

A 遊具設置の考えは、運動場は授業や行事、その他の教育活動等様々な用途で利用されるため、十分な広さと安全性が確保されることが重要である。その上で、運動遊びに必要な固定施設を設置することが求められている。



小学校の遊具